総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

> 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6 階 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 会長 久保 真

電話番号 03-3379-5530

メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、 令和4年1月15日付けで公告された接続約款の変更案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所 意見 料金表第1 IPoE のゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」 表第 1 2-4 の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが(接続料規則 平成30年2月26日附則6項)、すでに当協会が再三主張している通 (中継系交 換機能) り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回3条許可 申請で継続の申請があった IPoE のゲートウェイルータについては、速 やかに本則通り計算すべきです。 なお、既存の IPoE 事業者のすべてが同意していることをもって、法令 の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映 し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認 し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公 正競争や制度面において大きな問題です。 このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロ セスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視でき ることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令 でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本 則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えら れません。 2022年には、大阪 POI 等のゲートウェイルータの更改にあたって、接 続事業者は1ポートあたり5~7百万円に上る利用中止費を負担したと みられます(2022年の接続料改定の際の総務省説明資料 p17)。また、 2021年4月に行われた東京 POI のゲートウェイルータの更改では、接 続事業者全体で概ね 1 億 1400 万円(1 ポートあたり 250 万円程度)を 負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料 p19)。この利用中止費はポートで按分されるならば、装置の利用期間 と関係なく負担することになるため、中途で参入した事業者は利用期間 に対して高い利用中止費を支払うことになります。また、このような 「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時 期に全事業者の同意が成立するとは限りません。 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業 者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。 また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれること

と、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行

の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻し
ても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。